

傷害共済

災害によるケガはもちろん
死亡・後遺障害にも
備えられる保障



JA共済

⚠️ ご注意いただきたいこと

- 自動解約制限について
以下の条件をすべて満たすご契約の場合、ご契約書からこの共済を継続しない旨の意思表示がない限り、ご契約は継続契約と同一の被共済者・共済金額・共済期間などで継続日の共済約款および共済年金率を適用し自動的に継続されます。
● ご契約の種類が普通傷害共済、高年齢中絶傷害共済、特定高機具傷害共済、就業中傷害共済、交通事故傷害共済または学校管理下外傷共済であること。
● ご契約に任意特約を付加しないこと。
● 共済期間が1年であること(共済期間1年の共済契約に追加加入される共済期間1年未満のご契約を含みます)。
(ご留意事項)
○ 共済年金は、継続日の属する月に払い込むことが原則となりますが、継続日の属する月の翌月初日からその継続日の属する月の翌々月の継続日に届くまで払込猶予期間が設定されており、その間に共済年金を払い込むことも可能です。なお、猶予期間満了日までに共済年金が払い込まれない場合はご契約は解約されます。
○ ご契約書からのお申出によりご契約を継続させることができます。
○ ご契約内容(共済金額など)を変更する場合は、ご契約を継続させない(翌年度非継続)のお手続きを行った後、新たにご契約のお申込みを行う必要があります。
なお、傷害共済の種類などによっては被共済者や共済期間について、変更して継続することが可能な場合があります。
○ 継続日において被共済者の年齢が81歳または100歳とされる場合は、ご契約が自動解約される場合があります。
- 削減払いについて
次の災害によって異常に生じた死亡・入院などの場合、その異常発生が共済年金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、共済金の一部を削減することがあります。
● 戦争その他の変乱による災害
● 地震または噴火による災害
● 秘密情報類(要領資料を含みます)または秘密情報類によって誘発された核(原子核)分裂生成物を含みます放射性、爆発性その他の有害な特性による災害
- 共済金をお支払いできないおまな場合について
次の事由によって生じた死亡・入院などに対しては共済金をお支払いできません。なお、費用は「ご契約のしおり・約款」の「共済金をお支払いできない主な場合」などの項目に記載されており、ご確認ください。
- 被共済者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた災害
● 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によって生じた災害
● 被共済者の過失もしくは過剰飲酒の状態でまたは競争もしくは犯罪行為によって、その本人について生じた災害
● 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで自動車等を運転している間にその本人について生じた災害
● 被共済者が法令に規定する運転資格は保有しているがこれに相当する状態や自動車等を運転している間にその本人について生じた災害
● 被共済者が暴走、大酒、あへん、唆せしめ、シムナーその他の器物の影響により通常の運転がでない時それが原因で発生した災害
● 共済約款に定める金銭度が高い職業に従事されている方の場合、その職務履行中にその本人について生じた災害
● 強要的犯罪所犯のないおまな場合や、ごけりり様など上記のほか、次の事由によって生じた死亡・入院などに対しては共済金をお支払いできません。
○ 自殺、ワルシ性中毒
● 病気または怪我のな重傷を有する被共済者が怪我の外傷により発症し、またはその症状が悪化した場合
- 共済期間
共済期間の設定は、ご契約のいたく償還種類によって異なります。また、実際の共済期間については、共済契約申込書や共済証券でご確認ください。
なお、償還種類ごとの償還可能な共済期間は、なおお問い合わせください。
- 引当条件に関する事項
ご契約のいたく共済金額の設定などについては、次の点にご注意ください。また、実際にご契約のいたく協会の共済金額については、共済契約申込書にてご確認ください。
○ 地位・役別別償還共済金は、死亡共済金額との関係で上限が定められています。
○ ご契約のいたく共済金額は、被共済者の年齢に応じ、加入年齢が設定される場合があります。
- 満期共済金・割り戻し金
この共済には、満期共済金・割り戻し金はありません。
- 解約時の払い戻し金
契約に際しては、ご契約書の条件により、協会の定める協会のに基づき、または到来していない共済期間に属する共済年金を払い戻しさせていただきます。ご了承ください。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。何れ、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けするごにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

JA共済の資料請求サイト

はじめて共済

<https://shiryu.ja-kyosai.or.jp>

はじめて共済

検索

<https://shiryu.ja-kyosai.or.jp>

本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・御金賦当ができます。

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト

みんなが一緒に健康をつくる(げんきなカラダプロジェクト)。
いえ、くるま、健康といった大切なものを守る「あんしんくらしプロジェクト」。
この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。
専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください。
<https://service.ja-kyosai.or.jp>

| | |
|---|--|
| <p>JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部) 電話番号: ☎0120-536-093 ☎0120-167-100 (高年齢専用ダイヤル) <small>○ 高年齢専用ダイヤルは、高年齢者専用ダイヤルとしてご利用いただけます。 ○ 高年齢専用ダイヤルは、高年齢者専用ダイヤルとしてご利用いただけます。</small></p> <p>受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土日祝) <small>○ 日曜日は、お電話ができません。 ○ 本センターは、お電話ができません。 ○ 電話受付は、おかけ間違いのないようご注意ください。</small></p> <p>JA共済ホームページアドレス https://www.ja-kyosai.or.jp</p> | <p>ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで お問い合わせは</p> |
|---|--|

ライフスタイルにあわせた “安心”が勢揃い。

一日一日を大切に、無事に過ごしたい——誰もが同じ願いです。
しかし、どんなに気をつけていても、
突然身にふりかかる災害や事故は防ぎようがありません。
そんなもしもの場合に備え、あなたの愛するひとや
あなた自身のために、明日への“安心”を考えてみませんか。
JAの「傷害共済」なら、
さまざまなアクシデントに備えられる充実のプランが
あなたの暮らしを頼もしくバックアップします。



傷害共済3種類の型&4種類のコース

■型の種類

傷害共済には、保障範囲の異なる3種類の型がありますので、保障の必要に応じてお選びいただけます。

| A型 | | B型 | | C型 | |
|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 死亡 | 後遺障害 | 死亡 | 後遺障害 | 死亡 | 後遺障害 |
| 部位・症状別治療 | 重度後遺障害 | 部位・症状別治療 | 重度後遺障害 | 部位・症状別治療 | 重度後遺障害 |

※傷害共済の種類によって、選択できる型が限定される場合があります。

■コースの種類(この表はA型の例です)

| コース | 50万円コース (81歳以上の方のみ) | 100万円 コース | 200万円 コース | 400万円 コース |
|--------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 死亡共済金額 | 50万円 | 100万円 | 200万円 | 400万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | 2,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 4,000円 |

- 50万円コースは普通傷害共済、農作業中傷害共済、就業中傷害共済のみのコースとなり、上記の共済金額が最高限度額となります。
- 400万円コースにご加入いただいた場合もあります。(学校管理下外傷害共済、臨時作業傷害共済)
- 上記コースは例となっておりますので、詳細はJAまでお問い合わせください。

個人加入

被共済者数が、10人未満の場合

集団加入

被共済者数が、10人以上となる場合

団体加入

JAおよびJAに準ずる所定の団体等に所属する方で、被共済者の資格を有する方が全員加入する場合(10人以上)

傷害共済3つのポイント

POINT

① スピーディーに共済金をお支払いします。

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。
また、治療または手術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当直の費用にあてることができます。

POINT

② 10名様以上のご契約は、共済掛金がお得に。

各種サークルや部会などで被共済者数が10名様以上の集団としてご加入(集団加入)されれば、個人加入に比べて共済掛金がお得になります。

POINT

③ 手続きはカンタン。診査は不要です。

傷害共済へご加入の際は、指定医師による診査は必要ありません。
所定の共済契約申込書に簡単な告知をしていただくだけでお申込みいただけますので、手間もかからず、手続きも容易です。

INDEX

- 日常生活全般の不適の事故に
普通傷害共済 — P3
- 農作業中の事故に
農作業中傷害共済 — P4
- 農機具使用による事故に
特定農機具傷害共済 — P5
- 就業中の事故に
就業中傷害共済 — P6
- 交通事故に
交通事故傷害共済 — P7
- 旅行中の事故に
旅行傷害共済 — P8
- 学校管理下外にない間の事故に
学校管理下外傷害共済 — P9
- 臨時作業中の事故に
臨時作業傷害共済 — P9

■傷害共済 400万円コース

死亡共済金額400万円、部位・症状別治療共済金額4,000円としてご加入いただいた場合です。

| 共済金の種類 | 共済金の支払事由 | 共済金の額 | A型 | B型 | C型 |
|-------------|---|--|----|----|----|
| 死亡共済金 | 死亡のとき 災害にあわれた日以後200日以内に死亡されたとき | 死亡共済金額と同額 400万円 | ○ | ○ | ○ |
| 後遺障害共済金 | 後遺障害のとき 災害にあわれた日以後200日以内に所定の後遺障害(第1級～第10級)の状態になられたとき | 後遺障害の程度に応じて死亡共済金額の 100%×(A型)または5%×(B型)の 400万円 20万円 | ○ | ○ | - |
| 重度後遺障害費用共済金 | 重度後遺障害のとき 災害にあわれた日以後200日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき | 重度後遺障害の程度に応じて死亡共済金額の 20%(A型)または10%(B型)の 80万円 40万円 | ○ | ○ | - |
| 部位・症状別治療共済金 | 治療または手術を受けたとき 災害にあわれた日以後200日以内に入院をされたとき、または入院をされなかった場合で、5日以上の通院をされたとき | 部位・症状別治療共済金額の 5倍～120倍 2万円 48万円 | ○ | - | ○ |
| | 治療または手術が完了したとき 災害にあわれた日以後200日以内に入院をされなかった場合で、5日未満の通院をされ、治療または手術が完了したとき | 部位・症状別治療共済金額の 2倍 8,000円 | ○ | - | ○ |

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を原因とするものに限ります。
- 「災害」とは、急激かつ偶発的な外来的事故による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。
- 1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
- 死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を別に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した金額をお支払いします。
- 重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。
- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、必要に応じて理学療法・マッサージ・図工療法、はり灸もしくはきゅうりょうによる治療も対象となる場合があります。

1 日常生活全般の不慮の事故に 普通傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■特長
交通事故をはじめ、日常生活の中における不慮の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■加入限度
年齢によって加入限度があります。

| | | | | | |
|--------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 共済金額 | 加入年齢 | 0歳~49歳 | 50歳~69歳 | 70歳~80歳 | 81歳~99歳 |
| 死亡共済金額 | | 1,000万円 | 1,000万円 | 500万円 | 50万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 7,500円 | 5,000円 | 2,000円 | 2,000円 |

※併団加入の場合は加入限度が異なります。●上記の他に、傷害共済には追加加入限度があります。

共済期間が1か月以下の契約にご加入になる場合で共済期間内に行う行為が所定のスポーツに該当するときは、下表の加入限度があります。
※所定のスポーツ：P.8 旅行傷害共済を参照
加入年齢 年齢にかかわらず
共済金額 300万円
死亡共済金額 300万円
部位・症状別治療共済金額 3,000円

次の方はご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

- 個人加入・集団加入の場合
 - ア) 年齢が100歳以上の方
 - イ) 所定の職業に従事する方
 - ウ) 共済期間(共済のご契約期間)が1か月以下の契約にご加入になるときで、その間に行う行為が所定の職業の作業内容に該当する方
- 団体加入の場合
 - ア) 年齢が100歳以上の方
 - イ) 所定の職業に従事する方

■共済掛金(例)

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入
※各コースの共済金額については、P.1の「コースの概要」の表をご確認ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

| | | | | | | | |
|---------------|-------|--------------------------------------|----------|----------|---------------------------|----------|----------|
| | | 共済期間1年、1被共済者につき(単位:円) | | | | | |
| | | 0歳~80歳 | | | | 81歳~99歳 | |
| | | 職業・職種区分 | | | | | |
| | | 1歳 | | | 2歳 | | |
| | | 農業に従事する者、事務系統の会社員、主婦・主夫、販売員、バス運転手 など | | | 漁業に従事する者、土木・建設作業に従事する者 など | | |
| 被共済者数 | 年齢・性別 | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース |
| 1人~9人 | | 3,200 | 6,400 | 12,800 | 4,100 | 8,200 | 16,400 |
| 10人~99人 | | 3,140 | 6,280 | 12,560 | 4,020 | 8,040 | 16,080 |
| 100人~499人 | | 3,070 | 6,140 | 12,280 | 3,940 | 7,880 | 15,760 |
| 500人~999人 | | 2,980 | 5,960 | 11,920 | 3,810 | 7,620 | 15,240 |
| 1,000人~4,999人 | | 2,880 | 5,760 | 11,520 | 3,690 | 7,380 | 14,760 |
| 5,000人~9,999人 | | 2,720 | 5,440 | 10,880 | 3,480 | 6,960 | 13,920 |
| 10,000人以上 | | 2,560 | 5,120 | 10,240 | 3,280 | 6,560 | 13,120 |

(注)年齢が70歳~80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が現適用額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2025年4月現在)
●団体加入の場合は加入限度が異なります。●職業・職種区分は例としており、詳細はJAまでお問い合わせください。

2 農作業中の事故に 農作業中傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■特長
本人はもちろん、その親族、雇用した方たちが農作業中の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。なお、記名被共済者限定特約を付加いただくことで、集落営農・農業法人のオペレーターなどの農業従事者を個々に保障することができます。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■加入限度
年齢によって加入限度があります。

| | | | | |
|--------------|------|---------|---------|---------|
| 共済金額 | 加入年齢 | 0歳~69歳 | 70歳~80歳 | 81歳~99歳 |
| 死亡共済金額 | | 1,000万円 | 500万円 | 50万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 5,000円 | 2,000円 | 2,000円 |

●団体加入の場合は加入限度が異なります。●上記の他に、傷害共済には追加加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

- 個人加入・集団加入の場合
 - ア) 年齢が100歳以上の方
 - イ) 法人の代表者が記名被共済者となる契約*
 - ウ) 組合員以外の個人契約*
 - 団体加入の場合
 - ア) 年齢が100歳以上の方
 - イ) 法人の代表者が記名被共済者となる契約*
- *記名被共済者限定特約を付加する場合は除きます。

■共済掛金(例)

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入
※各コースの共済金額については、P.1の「コースの概要」の表をご確認ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

| | | | | | | | |
|---------|----------|-------------------------|---------|-----------|-----------|----------|--|
| | | 共済期間1年、1記名被共済者につき(単位:円) | | | | | |
| | | <1農家保障の場合> | | | | | |
| コース | 記名被共済者数 | 1人~9人 | 10人~99人 | 100人~499人 | 500人~999人 | 1,000人以上 | |
| 0歳~80歳 | 100万円コース | 4,220 | 4,130 | 4,060 | 3,920 | 3,790 | |
| | 200万円コース | 8,440 | 8,260 | 8,120 | 7,840 | 7,580 | |
| | 400万円コース | 16,880 | 16,520 | 16,240 | 15,680 | 15,160 | |
| 81歳~99歳 | 50万円コース | 6,400 | 6,265 | 6,155 | 5,950 | 5,750 | |

(注)年齢が70歳~80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が現適用額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2025年4月現在)
●団体加入の場合は加入限度が異なります。

| | | | | | | | |
|---------|----------|-------------------------|---------|-----------|-----------|----------|--|
| | | 共済期間1年、1記名被共済者につき(単位:円) | | | | | |
| | | <記名被共済者限定特約を付加する場合> | | | | | |
| コース | 記名被共済者数 | 1人~9人 | 10人~99人 | 100人~499人 | 500人~999人 | 1,000人以上 | |
| 0歳~80歳 | 100万円コース | 1,620 | 1,590 | 1,550 | 1,510 | 1,460 | |
| | 200万円コース | 3,240 | 3,180 | 3,100 | 3,020 | 2,920 | |
| | 400万円コース | 6,480 | 6,360 | 6,200 | 6,040 | 5,840 | |
| 81歳~99歳 | 50万円コース | 2,280 | 2,235 | 2,185 | 2,120 | 2,050 | |

(注)年齢が70歳~80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が現適用額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2025年4月現在)
●団体加入の場合は加入限度が異なります。

3 農機具使用による事故に 特定農機具傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A 個人加入 B 集団加入

■特長

ご契約されたトラクター、脱穀機、コンバインなど農業機械の事故により死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。
(この共済でお引受けできるおもな農機具の範囲は、下表のとおりです。)

| 級別 | おもな機種名 ※詳細はJAまでお問い合わせください。 |
|----|---|
| 1級 | 発電機、ロータリ(付属機)、田植機、ブロードキャスター(付属機)、乾燥機、精穀(米)機、バインダー、動力噴霧機 など |
| 2級 | 歩行用トラクター、草刈機、自走式穀類収穫機、脱穀機、もみすり機、自走式動力噴霧機、自走式刈取機、高所作業車 など |
| 3級 | 乗用トラクター、自走式スピードスプレーヤー、自脱型コンバイン、飼料細断機、乗用式穀類収穫機、乗用式刈取機、自走式フォレージハーベスタ、乗用式動力噴霧機、トレンチャー など |

■加入限度

加入限度があります。個人加入 集団加入

| 共済金額 | 加入年齢 | 年齢にかかわらず |
|--------------|------|----------|
| 死亡共済金額 | | 1,000万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 5,000円 |

※上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。



■共済掛金(例)

コース別共済掛金 A 個人加入 集団加入
※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※日型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
農機具1台につき(単位:円)

| 級別 | 農機具区分 | | | | | | | | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 1級 | | | 2級 | | | 3級 | | |
| | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース |
| 農機具台数 | | | | | | | | | |
| 1台~9台 | 32 | 64 | 128 | 90 | 180 | 360 | 294 | 588 | 1,176 |
| 10台~99台 | 32 | 64 | 128 | 88 | 176 | 352 | 288 | 576 | 1,152 |
| 100台~499台 | 31 | 62 | 124 | 87 | 174 | 348 | 282 | 564 | 1,128 |
| 500台~999台 | 29 | 58 | 116 | 84 | 168 | 336 | 274 | 548 | 1,096 |
| 1,000台~4,999台 | 29 | 58 | 116 | 81 | 162 | 324 | 264 | 528 | 1,056 |
| 5,000台~9,999台 | 28 | 56 | 112 | 76 | 152 | 304 | 250 | 500 | 1,000 |
| 10,000台以上 | 26 | 52 | 104 | 72 | 144 | 288 | 235 | 470 | 940 |

(2025年4月現在)

4 就業中の事故に 就業中傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A 個人加入 B 集団加入

■特長

会社・団体の職員が、就業中におきた事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■加入限度

年齢によって加入限度があります。個人加入 集団加入

| 共済金額 | 加入年齢 | 0歳~69歳 | 70歳~80歳 | 81歳~99歳 |
|--------------|------|---------|---------|---------|
| 死亡共済金額 | | 1,000万円 | 500万円 | 50万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 5,000円 | 2,000円 | 2,000円 |

※団体加入の場合には加入限度が異なります。※上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

- 個人加入・集団加入の場合
ア) 年齢が100歳以上の方
イ) 所定の職業に従事する方
- 団体加入の場合
ア) 年齢が100歳以上の方
イ) 所定の職業に従事する方

■共済掛金(例)

コース別共済掛金 A 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※日型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1被共済者につき(単位:円)

| 年齢・級別 | 0歳~80歳 | | | | | | 81歳~99歳 | |
|---------------|-------------------|----------|----------|---------------------------|----------|----------|-------------------|-------|
| | 職業・職種区分 | | | | | | 職業・職種区分 | |
| | 1級 | | | 2級 | | | 1級 | 2級 |
| 被共済者数 | 事務系職の会社員、バス運転手 など | | | 漁業に従事する者、土木・建設作業に従事する者 など | | | 事務系職の会社員、バス運転手 など | |
| | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 50万円コース | |
| 1人~9人 | 650 | 1,300 | 2,600 | 1,490 | 2,980 | 5,960 | 880 | 1,930 |
| 10人~99人 | 630 | 1,260 | 2,520 | 1,460 | 2,920 | 5,840 | 855 | 1,885 |
| 100人~499人 | 630 | 1,260 | 2,520 | 1,430 | 2,860 | 5,720 | 855 | 1,855 |
| 500人~999人 | 600 | 1,200 | 2,400 | 1,380 | 2,760 | 5,520 | 810 | 1,785 |
| 1,000人~4,999人 | 580 | 1,160 | 2,320 | 1,340 | 2,680 | 5,360 | 785 | 1,735 |
| 5,000人~9,999人 | 550 | 1,100 | 2,200 | 1,270 | 2,540 | 5,080 | 740 | 1,640 |
| 10,000人以上 | 520 | 1,040 | 2,080 | 1,190 | 2,380 | 4,760 | 710 | 1,540 |

(注) 年齢が70歳~80歳の方は、厚生・労務部共済掛金が適用額を超過してしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2025年4月現在)
※団体加入の場合には共済金額が異なります。※職業・職種区分は例となっておりますので、詳細はJAまでお問い合わせください。

傷害共済

5

交通事故に 交通事故傷害共済

自動継続制度
(個人加入・家族加入のみ)

A B C

個人加入 家族加入 団体加入

■特長

自動車・バイク・自転車・電車・飛行機・船などの事故はもちろん、道路通行中の崖崩れ・火災・爆発で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。

■加入限度

年齢によって加入限度があります。個人加入 家族加入

| 共済金額 | 加入年齢 | 0歳～49歳 | 50歳～69歳 | 70歳以上 |
|--------------|------|---------|---------|--------|
| 死亡共済金額 | | 1,000万円 | 1,000万円 | 500万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 7,500円 | 5,000円 | 2,000円 |

●団体加入の場合は加入限度が高くなります。●上表の他に、傷害共済には追加加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。

※詳細はJAまでお問い合わせください。

ハイヤーもしくはタクシー等の運転を仕事とする方



■共済掛金(例)

コース別共済掛金 A B C 個人加入 家族加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの巻頭」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1被共済者につき(単位:円)

| 被共済者数 型別 | 共済期間1年、1被共済者につき(単位:円) | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------|---------|-----------|-----------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
| | 1人～9人 | 10人～99人 | 100人～499人 | 500人～999人 | 1,000人～4,999人 | 5,000人～9,999人 | 10,000人～29,999人 | 30,000人～49,999人 | 50,000人以上 |
| A型 | 100万円コース | 690 | 670 | 660 | 640 | 620 | 580 | 550 | 530 |
| | 200万円コース | 1,380 | 1,340 | 1,320 | 1,280 | 1,240 | 1,160 | 1,100 | 1,060 |
| | 400万円コース | 2,760 | 2,680 | 2,640 | 2,560 | 2,480 | 2,320 | 2,200 | 2,120 |
| C型 | 100万円コース | 630 | 610 | 610 | 590 | 570 | 530 | 510 | 490 |
| | 200万円コース | 1,260 | 1,220 | 1,220 | 1,180 | 1,140 | 1,060 | 1,020 | 980 |
| | 400万円コース | 2,520 | 2,440 | 2,440 | 2,360 | 2,280 | 2,120 | 2,040 | 1,960 |

(注)年齢が70歳以上の方は、部位・症状別治療共済金額が削減額を控えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2025年4月現在)
●C型については、死亡・部位・症状別治療のみの保障となります。●団体加入の場合は共済金額が高くなります。

傷害共済

6

旅行中の事故に 旅行傷害共済

A B

個人加入 家族加入 団体加入

■特長

日本国内における旅行中の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。日帰り旅行のご契約もできます。

■加入限度

加入限度があります。

| 加入形態 | 被共済者数 | 個人加入 | | 家族加入 団体加入 |
|--------------|-------|-----------|-----------|--------------|
| | | 被共済者数5人以下 | 被共済者数6人以上 | |
| 共済金額 | 加入年齢 | 0歳～14歳 | 15歳～ | |
| 死亡共済金額 | | 1,000万円 | 3,000万円 | |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 5,000円 | | |

●上表の他に、傷害共済には追加加入限度があります。

次の旅行のときはご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

ア) 所定のスポーツを行うことがある旅行
イ) 海外旅行
ウ) 旅行の行程の一部(往復もしくは往路のみの片道旅行など)

※所定のスポーツとは、次のものをいいます。
山岳登山(ビッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー乗乗、遠征自動車(モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

■共済掛金(例)

コース別共済掛金 A B 個人加入 家族加入 団体加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの巻頭」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

1被共済者につき(単位:円)

| 共済期間 | 2泊3日まで | | | 4泊5日まで | | | 7泊8日まで | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース |
| 被共済者数 | | | | | | | | | |
| 1人～9人 | 19 | 38 | 76 | 25 | 50 | 100 | 38 | 76 | 152 |
| 10人～99人 | 18 | 36 | 72 | 24 | 48 | 96 | 36 | 72 | 144 |
| 100人～499人 | 17 | 34 | 68 | 22 | 44 | 88 | 35 | 70 | 140 |
| 500人～999人 | 16 | 32 | 64 | 22 | 44 | 88 | 32 | 64 | 128 |
| 1,000人以上 | 16 | 32 | 64 | 20 | 40 | 80 | 30 | 60 | 120 |

| 共済期間 | 15泊16日まで | | | 21泊22日まで | | | 1か月まで | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース | 100万円コース | 200万円コース | 400万円コース |
| 被共済者数 | | | | | | | | | |
| 1人～9人 | 54 | 108 | 216 | 69 | 138 | 276 | 107 | 214 | 428 |
| 10人～99人 | 51 | 102 | 204 | 66 | 132 | 264 | 102 | 204 | 408 |
| 100人～499人 | 49 | 98 | 196 | 63 | 126 | 252 | 96 | 192 | 384 |
| 500人～999人 | 46 | 92 | 184 | 58 | 116 | 232 | 91 | 182 | 364 |
| 1,000人以上 | 43 | 86 | 172 | 55 | 110 | 220 | 85 | 170 | 340 |

(2025年4月現在)

7

学校管理下でない間の事故に 学校管理下外傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A B
個人加入 集団加入 団体加入

特長

幼稚園・保育園・小学校・中学校へ通う児童・児童・生徒が、幼稚園・保育園・小学校・中学校の管理下にない間に事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。

共済掛金(例)

コース別共済掛金 A B 個人加入 集団加入 団体加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの選び方」をご覧ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

| 共済期間1年、1歳共済者につき(単位:円) | |
|-----------------------|----------|
| 100万円コース | 200万円コース |
| 869 | 1,738 |

(2025年4月現在)

加入限度

加入限度があります。

個人加入 集団加入 団体加入

| 共済金額 | 加入年齢 | 年齢にかかわらず |
|--------------|------|----------|
| 死亡共済金額 | | 300万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 3,000円 |

※上表の他に、傷害共済には過剰加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。

※詳細はJAまでお問い合わせください。
お申込み当時、1か月以上の長期欠病をしている方
(個人加入・集団加入のみ)

8

臨時作業中の事故に 臨時作業傷害共済

A B
団体加入

特長

市町村あるいはJAなどの共同作業に従事する方、または短期的に雇用される方が、その作業に従事している間に事故により死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。

加入限度

加入限度があります。

| 共済金額 | 加入年齢 | 年齢にかかわらず |
|--------------|------|----------|
| 死亡共済金額 | | 300万円 |
| 部位・症状別治療共済金額 | | 3,000円 |

※上表の他に、傷害共済には過剰加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。

※詳細はJAまでお問い合わせください。
所定の作業内容に従事する方

共済掛金(例)

コース別共済掛金 A B 個人加入 団体加入 ※各コースの共済金額については、P.1の「コースの選び方」をご覧ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。 1歳共済者につき(単位:円)

| 共済者数 | 年齢 | コース | 作業内容区分 | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------|----------|--------|------|------|-------|-------|-------|-----|------|------|-------|-------|-------|
| | | | 1級 | | | | | | 2級 | | | | | |
| | | | 1日 | 3日まで | 7日まで | 15日まで | 30日まで | 60日まで | 1日 | 3日まで | 7日まで | 15日まで | 30日まで | 60日まで |
| 10人 ~99人 | 100万円コース | 62 | 99 | 145 | 207 | 413 | 620 | 124 | 199 | 289 | 413 | 826 | 1,240 | |
| | | 200万円コース | 124 | 198 | 290 | 414 | 826 | 1,240 | 248 | 398 | 578 | 826 | 1,652 | 2,480 |
| 100人 ~499人 | 100万円コース | 59 | 94 | 137 | 196 | 392 | 590 | 118 | 188 | 275 | 393 | 786 | 1,180 | |
| | | 200万円コース | 118 | 188 | 274 | 392 | 784 | 1,180 | 236 | 376 | 550 | 786 | 1,572 | 2,360 |
| 500人 ~999人 | 100万円コース | 55 | 88 | 129 | 184 | 366 | 550 | 111 | 178 | 258 | 369 | 738 | 1,110 | |
| | | 200万円コース | 110 | 176 | 258 | 368 | 732 | 1,100 | 222 | 356 | 516 | 738 | 1,476 | 2,220 |
| 1,000人 以上 | 100万円コース | 52 | 83 | 121 | 173 | 346 | 520 | 105 | 168 | 244 | 349 | 698 | 1,050 | |
| | | 200万円コース | 104 | 166 | 242 | 346 | 692 | 1,040 | 210 | 336 | 488 | 698 | 1,396 | 2,100 |

※共済者数は、1日あたりの平均共済者数をいいます。※作業内容区分は例としており、詳細はJAまでお問い合わせください。(2025年4月現在)

部位・症状別支払倍率表について

| 部位 | 骨折または脱臼 | 打撲、擦傷、腫瘍または膿瘍 | 創傷 | 欠損または欠損 | 脱臼、捻挫または脱臼 | 神経の損傷または脱臼 | 骨髄の損傷または脱臼 | 骨の損傷または脱臼 | 骨の損傷または脱臼 | 骨の損傷または脱臼 | 骨の損傷または脱臼 | 骨の損傷または脱臼 | その他 |
|--------------|---------|---------------|----|---------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 頭部 | 65 | 5 | 10 | - | 15 | 120 | - | - | 120 | - | - | - | 10 |
| 顔面および歯牙を除く顔部 | 30 | 5 | 10 | 20 | 15 | 40 | - | - | - | - | - | - | 10 |
| 眼球(視神経を含む) | - | - | - | - | - | 60 | - | - | 30 | 60 | - | - | 10 |
| 歯牙 | - | - | - | 5 | - | - | - | - | - | - | - | - | 10 |
| 頸部 | 80 | 5 | 10 | - | 10 | 40 | 120 | - | - | - | - | - | 10 |
| 肩鎖または胸部 | 35 | 5 | 10 | - | 15 | - | - | 65 | - | 90 | 55 | 10 | |
| 背骨、腰部または足部 | 60 | 5 | 10 | - | 15 | 40 | 120 | 65 | - | - | - | - | 10 |
| 手指を除く上肢 | 35 | 5 | 5 | 100 | 10 | 40 | - | 35 | - | - | - | - | 10 |
| 手首 | 20 | 5 | 5 | 20 | 10 | 30 | - | 35 | - | - | - | - | 10 |
| 肩袖を除く下肢 | 65 | 5 | 5 | 100 | 10 | 40 | - | 40 | - | - | - | - | 15 |
| 足指 | 25 | 5 | 5 | 30 | 10 | 30 | - | 30 | - | - | - | - | 15 |
| 全身 | 85 | 15 | 35 | - | 35 | - | - | - | - | - | - | - | 15 |

- (注1)「全身」とは、同一の症状につき、以下の(1)から(6)までのうち3以上にわたるものをいいます。
(1)頭部、(2)顔部(歯牙を除く)、(3)頸部、(4)胸部、(5)上肢(手指を除く)、(6)下肢(足指を除く)
- (注2)共済期間に規定する「災害」に該当する場合は、その災害が平均の標準によるもの支払倍率に、部位にかかわらず、5倍とします。
- (注3)「脱臼」とは、打撲・衝突や外傷からの衝撃作用により、骨と骨との間に生ずる関節面にならない程度の変位をいいます。「骨折」とは、骨からの衝撃作用により、皮肉が剥離し、血液を流出した程度の損傷をいいます。一方、「脱臼、捻挫または脱臼」とは、外傷からの衝撃作用により生ずる関節面を伴う損傷をいいます。
- (注4)「骨の損傷もしくは脱臼または脱臼の損傷もしくは脱臼」には、脱臼の損傷または脱臼を含みます。
- (注5)「手術」とは、局所、器具を用いて、生体に切開、摘除等の操作を加える外科手術(抜釘術(医師を目的として挿入した鋼物の除去を含みます)、ドレナージ、穿孔および神経ブロックは除きます)をいいます。ただし、内視鏡または超音波・バスケットカテーテルによる脾・腎臓摘除手術は外科手術の場合であっても、「手術」として扱います。なお、診断または検査(生検または腫瘍検査等)のための手術等は「手術」には含まれません。
- (注6)歯牙損傷の骨折の場合、部位は「顔面および歯牙を除く顔部」に該当するものとします。

部位・症状別治療共済金のお支払い例(共済期間に規定する支払事由に該当されたときに限り、共済金をお支払いします。)

- 例1 自転車転落事故により、腕を打撲し、20日間入院したとき(部位は「手指を除く上肢」、症状は「打撲」に該当した場合) ▶ 部位・症状別治療共済金額の5倍の共済金をお支払いします。
- 例2 階段から転落し、足を骨折して1か月入院したとき(部位は「足指を除く下肢」、症状は「骨折」に該当した場合) ▶ 部位・症状別治療共済金額の65倍の共済金をお支払いします。

※傷に存在していた体質的な要因や病気の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する共済金をお支払いしますが、骨髄の場合には、骨髄摘出の影響が否かしているときでも部位・症状別治療共済金を減額せずにお支払いします。ただし、急激かつ広範的な外傷の事故によらない原因の骨折による骨折の場合(例えば、寝違えやうっすら骨折した場合、歩いていただけで骨が折れた場合など)には、共済金をお支払いできません。

おもな共済用語のご説明

- 加入年齢** — 共済期間の首日における満年齢で計算します。(例)36歳5か月の共済者の加入年齢は36歳とします。
- 共済掛金** — 共済期間の保障に対して共済契約者からお支払いいただくお金のことです。
- 共済期間** — 保障が行われる期間(組合がその期間に災害が生じた場合にお支払いの責任を持つ期間)のことです。
- 共済金** — 共済者が所定の支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことです。
- 共済契約者** — 組合と共済契約を締結され、ご契約上の権利(契約内容変更等の請求権など)と義務(共済掛金支払義務など)を有する方をいいます。
- 被共済者** — その方の生死などに関して共済金がお支払されることとなる方をいいます。